

欧州におけるeシールのレベル分類 に関する調査

2021年1月29日 富士通株式会社

目次

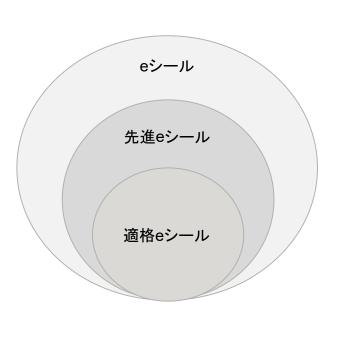


- eIDAS規則で定められている3つのeシール
- ETSIのeシール関連規格におけるレベル
- ■監査/監督のフレームワーク
- まとめ

eIDAS規則で定められている3つのeシール



名称	定義	法的効力	用途
適格 e シール (Qualified Electronic Seal)	適格eシール生 成装置を利用し て生成され、e シールの適格証 明書に準ずる先 進eシール	適格eシールは、適 格eシールがリンクす るデータの完全性及 びデータの起源の正 確性を推定すること ができる	電子申請、法的に保存義務のあるデータ、規制産業におけるデータの自動処理(B2B, B2C)及び保護、保険契約/契約の提示、電子インボイス、財務報告書、PSD2、X-Road、官公庁システム
先進 e シール (Advanced Electronic Seal)	第36条*で規定 する要件を満た すeシール	下記eシールの法的 効力から追加の規 定はない。	B2B、B2Cにおけるデータの自動処理、保護、システムログの保存、業務プロセス
eシール (Electronic Seal)	データの起源と完全性を保証する 為に電子データに 添付又は論理的 に関係している電子形式のデータ	eシールは、その法的 効力及び法的手続きにおける証拠として の能力を、それが電子形式である、又は 適格eシールの要件 を満たさないという理由だけで否定されない	_



*第36条:eシール生成者が識別でき、eシールと一意に紐づくこと及び改ざん検知等。

[参考]ETSIのeシール関連規格におけるレベル



e シール用電子証明書を発行する認証局のポリシー及びセキュリティ要件を定めているETSI EN 319 411-1,-2には、**QCP-I-qscd**、**QCP-I、NCP+、NCP、LCP**の5つのポリシーが定められており、5段階の基準となっている。

	,	トリンーが足められてむり、3段階の基準		
eシールのレベル		ポリシー名	定義	
適格eシール		QCP-l-qscd (Qualified Certification Policy -Legal person-QSCD)	この要件に従って発行された証明書は、欧州規則(EU)No 910/2014 [i.1]の第3条(27)で規定されているような適格eシール をサポートすることを目的としている QSCD: Qualified Seal Creation Device(適格eシール生成装置) ※ISO/IEC 15408 (Common Criteria) とProtection Profile (EN 419 211シリーズ)に適合し た認証製品を使用	
先 (セ 装理 先 (全 (セ (セ (セ (大)) (年) (年)	適格証明書 に基づく先進 eシール	QCP-I (Qualified Certification Policy-Legal person)	この要件に従って発行された証明書は、欧州規則(EU)No 910/2014 [i.1]の第36条及び37条で規定されている適格証明書に 基づく先進eシールをサポートすることを目的としている	
	先進eシール (秘密鍵を セキュア暗号 装置で管 理)	NCP+ (Extended Normalized Certification Policy)	セキュア暗号装置が必要であると考えられる場合に使用され、NCPと同じクオリティを持つ、拡張標準証明書ポリシー	
	先進eシール (秘密鍵の 保護環境の 指定なし)	NCP (Normalized Certification Policy)	すべての取引形態で使用される証明書を発行するTSPの一般的なベストプラクティスを満たす、標準証明書ポリシー	
		LCP (Lightweight Certification Policy)	すべての取引の形式(デジタル署名、Web認証またはeシール)で使用される証明書のための、NCPのすべての要件(物理的存在など)を遵守する追加的な負担をリスクアセスメントが正当としない場合に使用するNCPより負担の少ないサービス品質を提供する、簡易証明書ポリシー	

[参考]監査/監督のフレームワーク



eシールのレ ベル	ポリシー	第三者監査	認証機関	監督機関	ステータスの 公開方法	スキーム
適格eシール、 適格証明書に 基づく先進e シール	QCP-I, QCP-I- qscd	CAB eIDAS規則が定める適合性 評価機関 (Conformity Assessment Body)	SB eIDAS規則が定める監督機 関 (Supervisory Body)	SB eIDAS規則が定める監督機 関 (Supervisory Body) 事前 / 事後監督*	T L トラステッドリ スト (Trusted List)	eIDAS 規則
		第三者監査のフロー QTSP ②適合性 ①申請	平価 CAB	評価報告書	報告書に基づく適格 タスのトラステッドリス	TL
N	LCP, NCP, NCP+ 認証機関 (Certification Body) 第三者監査のフロー	C B 認定機関から認定を受けた 認証機関 (Certification Body)	SB eIDAS規則が定める監督機 関 (Supervisory Body) 事後監督*	認証機関の Web	ETSI認 証	
		第三者監査のフロー	TSP ②適合性評価 ①申請	③適合性評価報告書に基づく認証 ④認証サービス CB		

- QTSPはeIDAS規則で定められている適合性評価を受け、トラステッドリストで適格ステータスが公開される必要がある。 QTSP: Qualified Trust Service Provider (適格トラストサービスプロバイダ)
- TSP(LCP, NCP, NCP+)にとって、第三者監査や認証は必須ではなく、先進eシールにも第三者監査や認証は必須ではない。 一方で先進eシール、eシール共に監督機関による事後監督の対象とはなっている。

*事後監督:加盟国の監督機関が行政指導が必要であると判断した場合に監査や指導等を実施すると考えられる

まとめ



- eIDAS規則では3段階のeシールを定義
 - eシール、先進eシール、適格eシール
- eIDAS規則の監査/監督のフレームワーク
 - 適格eシール用証明書を発行する認証局については事前/事後監督
 - 先進eシール用証明書を発行する認証局及びそれ以外のeシールサービス事業者 については事後監督の対象としている
 - 第三者監査/認証は先進eシールの要件ではない
- ■トラステッドリストで公開されるのは基本的に適格eシール用証明書を発行する認証局のみ

[参考] e シールのレベル毎の法律および技術基準の整備状況の整理



eシールのレ ベル	認証局の ポリシーレ ベル	秘密鍵の保護	第三者監査と認証	ステータスの公開方法	監督	
適格eシール (Qualified Electronic Seal)	QCP-I- qscd	QSCD	eIDAS規則におけ るQTSPとしての適 格性認定	トラステッドリスト	監督機関による 事前 / 事後監督*	
先進eシール (Advanced Electronic Seal)	QCP-I	_				
	NCP+	セキュア暗号装置	ETSI基準に基づく 第三者認証 (任意)	認証機関のWeb (任意の第三者認証を受 けた場合)	監督機関による事後監督*	
	NCP, LCP	_				
eシール (Electronic Seal)	-	_	_	_	監督機関による事後監督*	

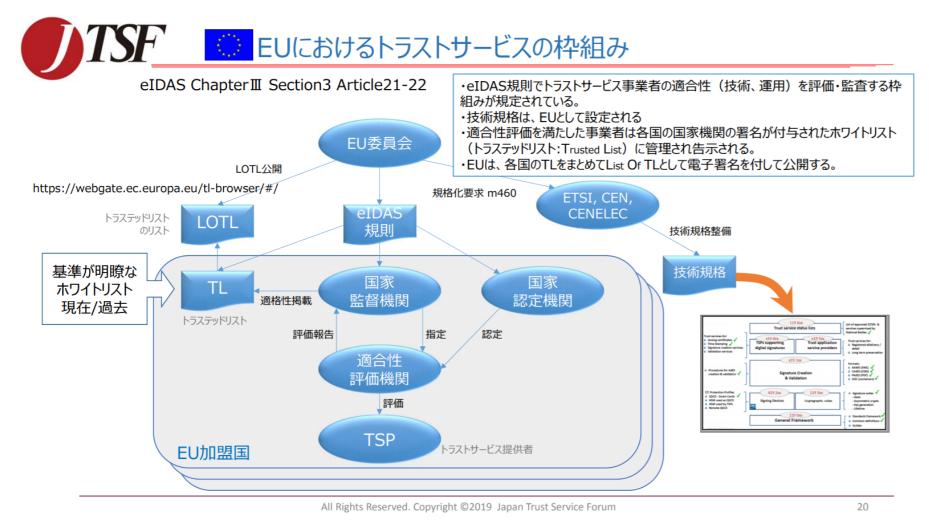
:eIDAS規則によって定められている範囲

:技術基準が定められている範囲

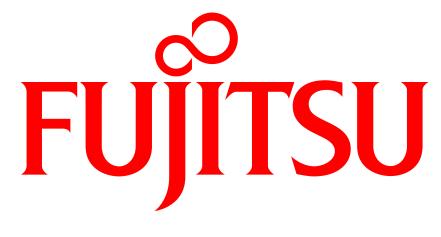
*事後監督:加盟国の監督機関が行政指導が必要であると判断した場合に監査や指導等を実施すると考えられる

[参考]eIDAS規則における各プレイヤの整理





トラストサービス検討ワーキンググループ(第1回)、資料1-3 柴田構成員プレゼンテーション資料より引用



shaping tomorrow with you